

関係法人 御中

神奈川県保健福祉部

## 新型インフルエンザに対する今後の県の対応について

厚生労働省が「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）（平成21年6月19日付）」を公表したことに伴い、本日付で神奈川県危機管理対策本部より対処方針が示されましたのでお知らせします。神奈川県対処方針の主な点は次のとおりです。

- 7月24日より、発熱相談センターの役割は、受診する医療機関がわからない方への適切な医療機関の紹介と、自宅療養患者への相談対応等の情報提供とします。それに伴い、県所管域の発熱相談センターは、本庁については休止するとともに、県保健福祉事務所は平日8時30分から17時までの実施に変更します。なお、保健所設置市については、各市の対応方針によります。
- 従来、発熱外来に限定されていた診療について、7月17日より原則として、全ての一般医療機関において患者の診療を実施します。なお、保健所設置市については、各市の対応方針によります。
- 従来、入院勧告が行われていた患者については、7月17日より、医師の指示等に従い、外出を自粛し、自宅において療養することとします。また、基礎疾患を有する等重症化のおそれのある患者については、必要に応じて入院対応とします。
- 発生状況の把握（サーベイランス）については、国の通知日（7月下旬予定）より、全ての患者を把握するための遺伝子検査（PCR検査）は実施せず、大規模な流行につながる可能性のある学校等での集団発生の把握等に重点を置きます。（注）

（注）「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について（平成21年7月2日付神奈川県保健福祉部事務連絡）」により、次のとおりの対応をお願いします。

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所又は保健福祉事務所に連絡する。（※2）

- インフルエンザ様症状を有する者について、医師（嘱託医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。（※3）

※1 「38度以上の発熱」かつ「急性呼吸器症状」

- ・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：  
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

※2 保健所等に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所等に連絡すること。

※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

(注：この基準に基づき連絡を行うのは夏場における有症者が比較的少ない時期の運用であり、今後、運用状況に応じて見直しがあり得るものである。)

- 県は感染拡大防止のため、当該学校・保育施設等の設置者に、必要に応じて臨時休業を要請します。なお、学校・保育施設等においては、県からの要請がなくても、設置者の判断によって、県等と相談の上、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を実施することができます。

### 【関係ホームページアドレス】

- 新型インフルエンザに対する今後の県の対応について（平成 21 年 7 月 16 日付神奈川県危機管理対策本部）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/03/0305/koment/index6.html>
- 「新型インフルエンザについて 県民の皆様へ ～医療機関の受診方法等が変わります～」(神奈川県)  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/fukusisomu/influenza/090717chirashi.pdf>
- 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）（平成 21 年 6 月 19 日付厚生労働省）  
<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/2009/06/0619-01.html>
- 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について（平成 21 年 6 月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課等 5 課事務連絡）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/fukusisomu/influenza/090630-shisetsunotaiou.pdf>
- 新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について（平成 21 年 6 月 25 日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局）  
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0626-01.pdf>
- 新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について【更新】（平成 21 年 6 月 19 日付厚生労働省健康局結核感染症課等 5 課事務連絡）  
<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0619-01.pdf>

#### 問い合わせ先

保健福祉総務課政策企画担当課長	金井	電話	045(210)4611
地域保健福祉課看護指導班	曾根	電話	045(210)4750
健康増進課疾病対策班	西川	電話	045(210)4775
福祉監査指導課監査班	中羽	電話	045(210)4810
子ども家庭課児童養護班	秋山	電話	045(210)4655
高齢福祉課介護保険調整班	津島	電話	045(210)4835
障害福祉課施設福祉班	中村	電話	045(210)4724
生活援護課生活保護・ホームレス対策班	武重	電話	045(210)4912